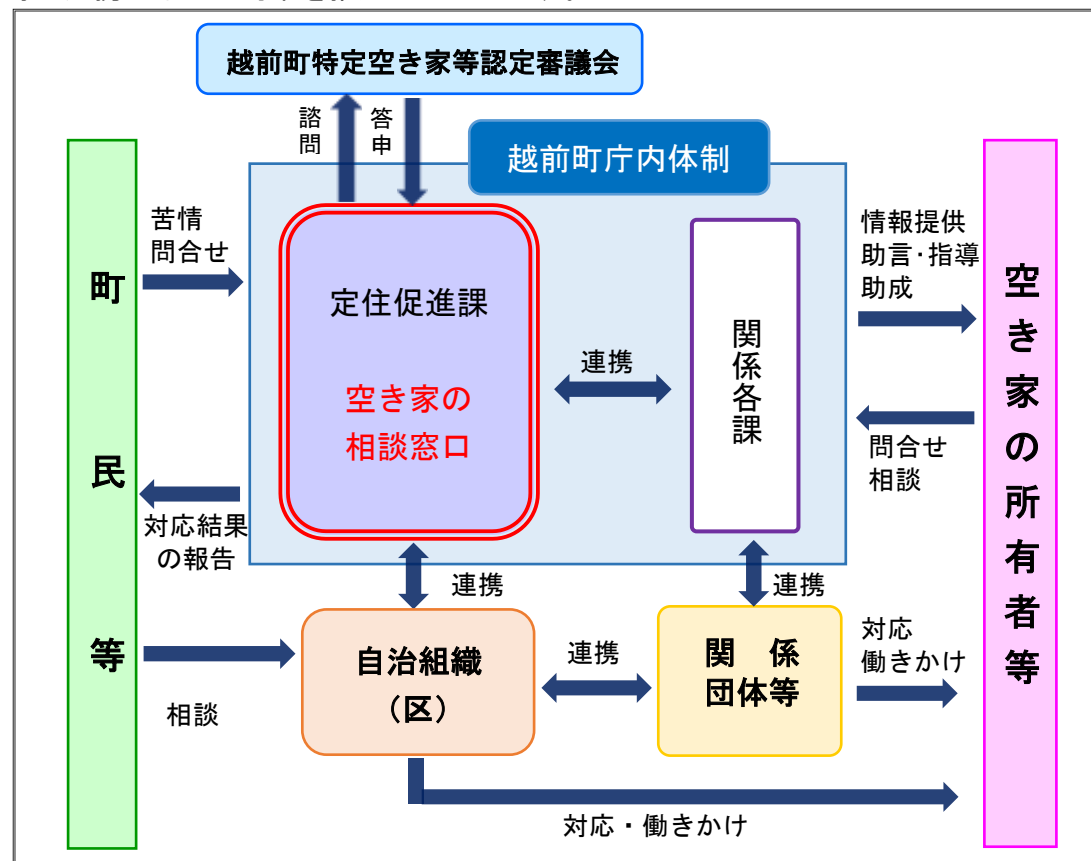


5. 対策の実施体制

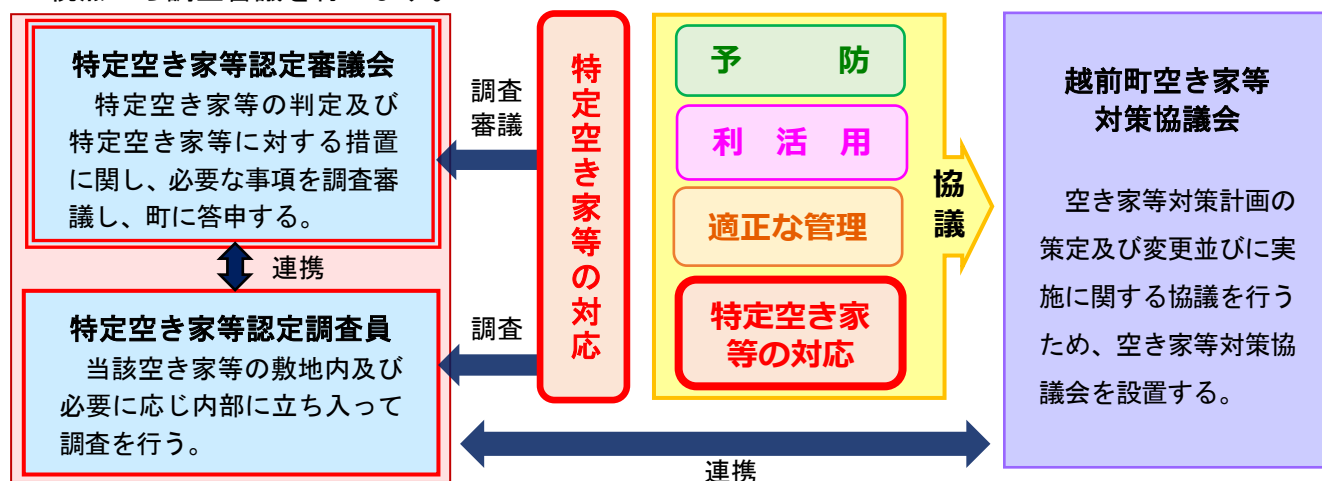
■対策の推進・連携体制

各主体の責務や役割を明確化し、庁内の相談窓口の一本化を図るとともに、関係各課や自治組織、関係団体等と連携しながら対策を推進していきます。



■特定空き家等に対する措置などを審議する体制

特定空き家等の認定及び措置に関して「越前町特定空き家等認定審議会」を設置し、専門的な視点から調査審議を行います。



■その他空き家等に関する対策の実施に向けた取組等

- ・本計画の施策の実現に向けた適切な進行管理を行います。
- ・国や県、県内市町との連携・調整による空き家等対策を進めます。

■空き家に関するご相談・お問い合わせ

越前町 定住促進課 0778-34-8727

〒916-0192 福井県丹生郡越前町西田中 13-5-1

FAX : 0778-34-1236 メールアドレス: teijuu@town.echizen.lg.jp

(平成 29 年 3 月発行)

越前町空き家等対策計画 (概要版)



越前町では、現在、700 件を超える空き家が存在しています。今後、人口減少や高齢化、核家族化が進展する中で、空き家数が急激に増加することが予想されます。また、地区によって、空き家の発生状況や発生予測等が異なるため、各地区の実情に応じた対策が必要となります。

このような状況を踏まえ、本町では平成 27 年 5 月の「空家等対策の推進に関する特別措置法」が完全施行される以前から、老朽空き家の除却や跡地活用の取組、更には空き家対策に係る方針の検討や空き家調査等を実施するとともに、平成 28 年 1 月には「越前町地域ぐるみによる空き家等対策の推進に関する条例」を制定しました。

本町においては、行政、地域、各関係団体等が連携しながら、安心・安全で活力ある地域社会づくりを目指し、条例とも連動させながら、空き家対策を総合的かつ計画的に推進するため、「越前町空き家等対策計画」を策定しました。



越 前 町

1. 計画策定の趣旨

(1) 背景・目的

本町の空き家等対策を総合的かつ計画的に推進するための目標や基本的な方針、推進する対策、実施体制等を示します。

(2) 計画の位置付け

「空家等対策の推進に関する特別措置法」第6条、「越前町地域ぐるみによる空き家等対策の推進に関する条例」第23条に基づく空き家等対策計画

(3) 計画期間

平成29(2017)年度～平成38(2027)年度までの10年間

2. 本町の現状と課題

▶本町には700件以上の空き家があり、住宅総数の約1割。人口減少・高齢化により更なる増加が予想される。

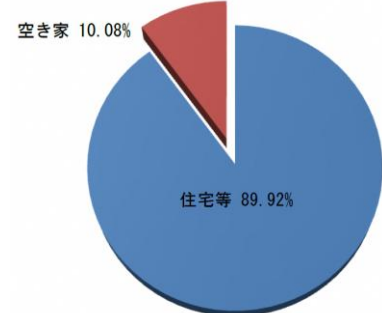
▶持ち家で暮らす高齢単身世帯が増加傾向にあり、今後空き家化することが想定される。

▶再利用可能な空き家の割合は高いが、その多くが流通していない。

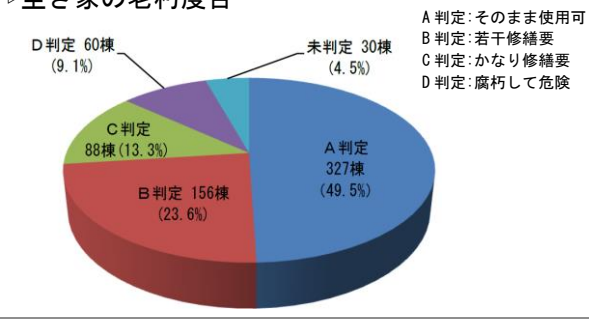
▶空き家化には、所有者の高齢化、相続問題、流通・活用のノウハウ不足等、様々な要因が複合的に関係している。

▶空き家を有効活用し、移住・定住促進等の地域活性化や地域コミュニティの醸成を図る必要がある。

▶総住宅数に占める空き家数



▶空き家の老朽度合



3. 目標と基本方針

(1) 対象地区・空き家対策の対象

対象地区	空き家対策の対象
全域	法第2条で規定する空き家等

(2) 目標と基本方針

《目標》
地域総ぐるみの対策による安心・安全で活力ある地域社会づくり

▶基本方針

《対策1》空き家化の「予防」

- ・空き家所有者や町民に向けた意識啓発・啓発活動
- ・関係機関と連携した、将来の空き家予備軍の把握や、多岐にわたる相談に対応できる体制づくり

《対策2》「実態・所有者意向の把握」

- ・関係機関等と連携し、定期的な空き家実態調査や所有者等への意向調査の実施
- ・空き家の早期発見・情報共有の体制づくり、相談体制づくり

《対策3》空き家の「利活用」の推進

- ・所有者に対するサポート・支援制度の充実
- ・移住・定住、まちづくりやコミュニティの資源としての空き家の活用支援

《対策4》空き家の「適正管理」の推進

- ・所有者等の責務の明確化・情報発信
- ・利活用に繋がる支援制度の整備

《対策5》「管理不全」空き家の対策の推進・解消

- ・法、条例に基づき、特定空き家等に対する助言・指導、勧告、命令など、周辺環境に悪影響を及ぼさないよう着実な管理不全対策に取り組む
- ・空き家等による危険を緊急に回避する必要がある場合は、適切に緊急安全措置に取り組む

4. 推進する対策と重点アクションプラン

